

重度心身障害者医療費助成を現物支給方式に変更を求める意見書

唐津市は令和2年3月31日現在、重度心身障害者2,786人に受診しやすい環境をつくることにより、疾病の早期発見、早期治療を促進し、疾病の重篤化を防ぐために医療費助成を行っている。

そのような中、令和元年度決算において、医療費の助成件数は5万6,494件、助成額は2億662万円であり、1件あたり、3,657円となる。

現在、この制度が「償還払い方式」ということで、病院の窓口で支払った医療費を、市役所の窓口で申請しなければ医療費助成が受けられないため、多くの負担を強いる結果となっている。

全国の「重度心身障害者医療費助成制度」においては、「条件なしで現物支給」を実施されているのは26都道府県（55.3%）、「条件付きで現物支給」が13県（27.6%）と「現物支給方式」が82.9%となっている。

また、重度心身障害者を抱えている世帯は、低所得者が多くみられ、医療費の窓口負担が生活の面で重くなっており、重度心身障害者の疾患は、一生継続傾向になっていることから、佐賀県として「子どもの医療費助成制度」と同じように「現物支給方式」に変更されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

佐賀県唐津市議会



佐賀県知事 山口祥義 様